

答 申 第 1 2 号

平成 2 4 年 7 月 2 0 日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 稲垣 総一郎

電子計算機処理に係る個人情報の国等への提供について（答申）

平成 2 4 年 7 月 5 日付け 2 4 千保高第 8 1 2 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

電子計算機処理に係る災害時要援護者名簿に記載されている個人情報の提供について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成 1 7 年千葉市条例第 5 号）第 8 条第 1 項第 5 号及び第 1 0 条第 2 項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電子計算機処理に係る災害時要援護者名簿に記載されている個人情報を千葉市ほか 1 0 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会へ提供することは、公益上の必要があると認められる。

なお、提供に当たっては、名簿登載者に対しその趣旨及び目的を周知するよう努めるとともに、情報セキュリティに十分配慮するなど個人情報の保護に関し必要な措置を講じられたい。